

二回の争議に於て八人の同志を犠牲にして得たる選挙手當
解雇手當の制定を約束しなかり未だ實現も運動を見ない、
之を本大會の名称にて取上げことを決定せられ度い、
實行方法は新役員に一任する。

七、飯山労働者の「ロケ病」を公傷として取扱ふの件

宮崎太郎 説明

飯山労働者には職業病が多い、坑夫を十年もすれば「ロケ
病」に陥る、四十萬坑夫の爲に「ロケ病」を公傷とせよ、
實行方法としては福岡連大會へ提出し且つ該社會大衆黨を
通して政府を動かせ

八、東京自治労働組合法即時制定の件

徳田吉房 説明

多くの争議は資本家が労働者の團結を打破せんとする社會
法制定に對する資本家の反對は其の理由なし労働者と協力
するに非ざれば競争も出来ぬ産業平利は産業の責任を

労働者に負擔を與へるに在る、そ爲れには労働者に團結
を與へねばならぬ。

實行方法は福岡連大會に提案して全國的運動とすると共に
一面労働組合連合會も該工聯合會或は工場懇話會等と會談す
ることを提案する。

九、舉行一致と稱する無力者層内閣打倒の件 白木清三 説明

新内閣は何等我等無産階級の爲になつてゐまい
選挙の運動を監督するものである。

實行方法 福岡連本大會並に社會大衆黨本部を通して買
徴を期す。

十、官吏の資本家團體参加反對の件 宮崎太郎 説明

該工聯合會は資本家の社交團體として生れたのである、
其の會長は警察部長であり警察は知事である、

該労働組合連合會は警察に關係し其の議長は警察である、